

吹田市地域防災計画の修正概要

1 修正方針

- (1) 災害への対応を踏まえた修正
- (2) 災害時に機能する「実効性の高い」計画へ
- (3) 業務継続計画・受援計画との整合・一体化

2 修正の概要

- (1) 災害への対応を踏まえた修正

ア 本部運営（統括部）

- (ア) 災害発生時の応急財政措置について新たに記載（応急-56）

第2 災害発生時の応急財政措置

統括部財務班は、災害が発生した場合は、速やかに災害対策に必要な資金需要額を把握し、予備費や財政調整基金等の活用を検討するなど、早期にその財源確保に努める。

イ 情報機能

- (ア) 災害広報責任者の役割を追記（予防-50）

1 広報体制の整備

- (1) 災害広報責任者の選任

---（略）---

災害広報責任者は、平時から災害時に発信する情報の整理様式を作成するとともに、災害広報手段の確保に努める。

- (イ) 外国人への要配慮者対策の実施担当者を明確化（予防-90）

<要配慮者対策の実施担当>

総務部、行政経営部、福祉部、市民部、児童部、学校教育部、健康医療部、都市魅力部

ウ 物資搬送

- (ア) 物資搬送に関連する業務の予防対策の追記（予防-78）

第3 備蓄・管理体制の整備

---（略）---

物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどをあらかじめ定め、災害時の物資供給体制を確立する。

エ 避難所対応

- (ア) 避難所の総括的な情報把握及び報告を明確化（予防-39）

教育部庶務班 事務分掌

（現 行）4 避難者の避難状況の総括的な把握及び報告に関すること。

（修正案）4 避難所の総括的な状況把握及び報告に関すること。

(イ) 自主避難への対応を新たに記載 (応急-24)

第5 自主避難への対応

台風の接近・上陸のおそれがあるときなど、市民からの問合せ状況等を勘案して、適切な施設を選定し、自主避難所を開設する。

オ 被災者支援

(ア) 被災者台帳の実施担当の明確化 (復旧-3)

<実施担当> (現行) 市民部 (庶務班)、関係各部
(修正案) 市民部 (庶務班、調査班)、統括部 (庶務班)、
福祉部 (救護班)、児童部 (庶務班)

(イ) 遺体安置所、火葬場等の確保に関する予防対策を新たに記載 (予防-89)

第11節 遺体安置所、火葬場等の確保

第1 遺体安置所の確保

第2 火葬に関する応援協力体制の確立

(2) 災害時に機能する『実効性の高い』計画へ

以下の方針に基づき全体を再構築

ア 読み手を意識し再編

イ 計画を上位計画 (府の計画) の階層に近づける

種類	記載内容
地域防災計画 【本編】	災害対策基本法に基づき実施しなければならない、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載
【マニュアル編】	災害時の応急対策の手順等を具体的に記載
【資料編】	本編、マニュアル編に付随して必要となる資料、様式、用語、個別計画等を記載

(3) 業務継続計画、受援計画との整合、一体化

今後、各計画のPDCAサイクルと、地域防災計画の修正作業を連携してできるようにする。

受援計画の策定の際に設置した「受援動員班」を、災害対策本部体制時の事務分掌に反映。【 動員班 → 受援動員班 】

(4) その他、上位計画等の反映

ア 法律の改正

(ア) 水防法 (H29.5 改正)

内容	主な担当部局
洪水予報河川等に指定されていない中小河川における浸水実績等の公表 (予防-13)	総務部 (危機管理室)
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 (予防-72)	総務部 (危機管理室) 福祉部 施設を所管する部局

イ 新たなガイドライン

(ア) 避難勧告等に関するガイドライン (H31.3 内閣府)

避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 (予防-70)

(イ) 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン (H31.3 内閣府)

南海トラフ地震に関連する情報の発表 (付編 1 全般)

(ウ) 原子力災害に係る広域避難ガイドライン (H31.3 関西広域連合)

高島市より受入れる避難人口の時点修正 (予防-97)

ウ 上位計画

(ア) 大阪府地域防災計画 (H29.11、H31.1)

内容	主な担当部局
自助・共助の推進に向けた住民や事業者の責務を明記 (総則-24, 25)	(市民、事業者)
関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みの構築 (予防-29)	全部局
府が行う幹部職員を対象とする研修への参加 (予防-42)	関係部局
「防災行政無線」に「(戸別受信機を含む。)」を追記 (予防-48) 他	総務部 (危機管理室)
災害時の保健衛生活動にかかる体制整備 (予防-61)	健康医療部
住家被害認定調査に関する体制の強化 (予防-73)	市民部、都市計画部
災害時要援護者 (避難行動要支援者) 名簿情報の適切な管理 (予防-91)	福祉部
外国人に対する支援の充実 (予防-93)	都市魅力部
企業に対する発災時間帯別の対応のルール作りの働きかけ (予防-94)	都市魅力部
生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進 (予防-99)	総務部 (危機管理室)
学校における食糧等の備蓄 (予防-99)	教育委員会 (学校教育部)
避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換 (応急-40) など	避難所施設管理者